

長洲町住宅リフォーム補助対象工事一覧

※下記の工事は一例です。詳しくはお問い合わせください。

NO.	対象	工事の内容	備考
1	補助対象	窓・ガラスの取付・交換による断熱改修	網戸単体の設置は除く
2		外壁、屋根、天井の断熱改修	
3		手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張等の改修工事	障害者自立支援法、介護保険法に基づく助成部分は除く
4		風呂、台所、トイレ等の水廻り改修工事	屋外排管部は除く
5		屋根の葺替・塗装、外壁の張替・塗装	下地の破損などによる補強工事も含む
6		部屋の新設・間仕切りの変更	変更内容がわかる図面の添付
7		壁紙、床の張替などの内装工事	床暖房設置含む
8		室内の建具等の交換、ふすま・障子紙の張替	
9		バルコニー、サンルーム、ウッドデッキの設置	基礎工事のない既製品の設置は除く
10		畳の新設又は表替え	
11		住宅の増改築工事(既存住宅の全部解体でないもの)	変更内容がわかるもの
12	補助対象外	高効率給湯機の設置及び高効率給湯機への交換	購入が主であるため対象外
13		室内カーテンの取付・取替（カーテンレールの取付含む）	
14		家庭用電化製品などの購入(設置・取付)	
15		便座、便器のみの交換	
16		住宅用車庫・物置・下野の設置及び増改築	
17		電話やインターネット等の配線工事	リフォーム工事ではないため対象外
18		住宅用太陽光発電システムの設置工事	
19		増改築又はリフォームを伴わない解体のみの工事	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事を含む
20		造園、門扉、ブロック塀等の外構工事	住宅ではないので対象外
21	その他補助金の交付が適当でないと思われる費用	申請料等	

※以下の機械器具、製品費及び設置費は、その金額に関わらず補助の対象にはなりません。

・家電製品

テレビ、エアコン、冷暖房器具、冷蔵庫、加熱調理機、食洗機洗浄機、電子レンジ、オーブン、炊飯器  
照明器具、その他これらの製品に類するもの。

・その他

発電設備、アンテナ、カーテン（レール）、井戸ポンプ、その他これらの設備、備品に類するもの。  
また、購入が主であると認められるもの。